

厚木市敬老祝金支給に関する条例の一部改正の骨子（案）に関する  
パブリックコメントについて

1 意見募集期間

平成 28 年 9 月 1 日（木曜日）から平成 28 年 10 月 3 日（月曜日）まで

2 意見の件数等

- (1) 意見をいただいた人数 6 人  
(2) 意見の件数 12 件

3 意見の反映状況

No	反映区分	件数（件）
1	条例・計画等に反映させたもの	0
2	意見の趣旨が既に条例・計画等に盛り込まれているもの	2
3	今後の取組において参考にするもの	9
4	条例・計画等に反映できないもの	1
5	その他（感想・質問）	0
	合計	12

4 意見と市の考え方

	意見の概要	市の考え方	反映区分
1	祝金について		
1	敬老祝金は不要だ。 むしろ税金は、災害や介護のため等、困った時に使ってほしい。	本市においては、今年度を「地域包括ケア元年」と位置付け、高齢者が住み慣れた地域において、安心して生活できるよう、在宅医療、介護及び生活支援等が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を進めています。 また、災害時において、避難所におけるプライバシーを確保するため、屋内用テント等の備蓄品の整備を行うとともに、防災ラジオの購入費一部助成を開始するなど、災害対策の充実・強化を図っています。	3

	意見の概要	市の考え方	反映区分
2	<p>他市の状況と比べると、厚木市は高齢者に対して手厚すぎる。</p> <p>現行の祝金制度は過剰だ。</p> <p>祝金の支給年齢は、日本古来の喜寿（77歳）・米寿（88歳）・白寿（99歳）だけで良い。</p> <p>やがて来る超高齢社会のためにも、改正に賛成だ。</p>	<p>今後も社会情勢に即した制度となるよう、検討していきます。</p>	3
3	<p>更に高齢化が進むので、今後も継続的に、祝金の支給対象者や支給金額を減らすことが必要だ。</p>		3
4	<p>祝金の支給年齢は、日本人の平均寿命に近い80歳からが良い。</p> <p>その時の支給金額は5千円程度とし、88歳到達時には1万円程度が良い。</p>		3
5	<p>現在までの祝金制度は、他市と比較すると非常に恵まれている。</p> <p>しかし、超高齢社会を迎えるに当たり、本条例の一部改正はやむを得ないと考える。</p> <p>個人差はあるが、現在の75歳や77歳は、敬老祝金を支給することに該当しない時代になった。</p>		3

	意見の概要	市の考え方	反映区分
2 祝品について			
6	祝品は地域でも配られているので、市からの配布は必要ない。	敬老祝品は、多年にわたり社会の発展に寄与された高齢者への、長寿のお祝いとして贈呈しています。 祝品の在り方につきましては、今後も引き続き検討していきます。	3
7	祝品は、個人の好みもあり、余り歓迎されない。		3
8	改正案のうち、80歳と90歳の祝品は、それぞれ2、3年前に祝金をもらうことから不要だ。		3
9	結婚50年の祝品を残したらどうか。	結婚50年祝は、結婚生活の節目の年を御夫婦そろって迎えられた、長寿のお祝いとして贈呈していますが、対象者については、市で把握することができないため、御夫婦からの申出に基づいています。 また、結婚の形態も多様化していることから、廃止の方向で御理解ください。	4
3 その他			
10	敬老事業(敬老祝金・祝品)は不要だ。全廃を希望する。	敬老祝金・祝品は、多年にわたり社会の発展に寄与された高齢者への、長寿のお祝いとして贈呈していますので、御意見については、今後の参考とさせていただきます。	3

	意見の概要	市の考え方	反映区分
11	本条例の改正によって捻出された予算は、地区の地域福祉活動の支援又は在宅介護等の支援に役立ててほしい。	パブリックコメントの資料にもお示ししていますが、本条例の改正後は、地域福祉活動の支援の充実を図るとともに、在宅介護等の相談を幅広く受け付けている地域包括支援センターの拡充を進めるなど、支援が必要となった場合の事業への転換を図っていきます。	2
12	本条例を改正する前に、地域での高齢者支援事業について、具体的な改善案を市民に提示すべきだ。		2

## 5 お問い合わせ先

- ( 1 ) 担当課名           健康長寿課  
( 2 ) 連絡先           (046) 225 - 2224

## 6 結果公開日

平成 28 年 11 月 29 日 公開